

## VII. 資格取得について

## 【1】 資格取得について

### 1. 資格を取得しましょう！

卒業後、社会人となった時のために、めまぐるしく変化する社会状況に対応できるように、在学中に常に自らの知識・能力を向上することが求められています。

資格取得に挑戦することは、大学で学んだことについての習熟度を測ったり、関心がある分野の領域を広げることに有意義な機会となります。また、取得した資格は、学歴・職歴に代わって自分の能力を証明し、それぞれの分野の専門家として社会で活躍するための有効な武器となります。就職活動を行う時には、自分をアピールするきっかけに必ずなるはずです。

資格には、ライセンスとして職業に直接結びつく国家資格から、民間の企業や団体・協会が主催する検定試験まで様々な種類があります。本学では在学中に資格を取得することを奨励しており、取得した資格については、本学で修得した単位として認定ができるものもあります（詳細については、VI. 本学以外で修得した単位等の取扱いを参照してください）。また、資格の取得を目指す学生のために、「駿河台大学キャリアカレッジ」として様々な講座を設け、資格取得を現実のものとするための実践的プログラムが用意されています。「駿河台大学キャリアカレッジ」の開設講座や受講方法については、キャリアセンターまで問い合わせてください。

### 2. 本学で学ぶことで取得できる資格

本学のカリキュラムに沿って単位を修得して、卒業することにより取得できる資格は、次のとおりです。

#### (1) 教育職員免許状

本学において取得できる教育職員免許状の種類教科は、下表のとおりです。

免許状を取得するためには、所属している学部の卒業要件を充たすとともに、教職課程を履修する学生としての登録を行い、免許状取得に必要な科目を修得する必要があります。このため、4年間に修得しなければならない科目が一般の学生より多くなり、時間割の作成にも工夫が必要になりますが、「教員になろう！」という熱意ある学生は、低学年のうちに（できれば1年次）に履修を始めることを推奨します。

なお、所属している学部・学科に開設されていない免許状についても、他学部・他学科に設置されている科目を教職課程科目として履修することにより、免許状の取得が可能となります。

教職課程への新規登録は毎年4月に行われますので、詳しい内容については、教職課程新規登録ガイドンス（毎年4月実施）および『教職課程履修ガイド』（別冊子）を参照してください。

学部・学科	取得できる免許状の種類・教科			
	中学校教諭1種免許状		高等学校教諭1種免許状	
法学部法律学科	社会		地理歴史	公民
経済経営学部経済経営学科 ※免許状取得には、経済と社会コースへの所属が必要です。			公民	
メディア情報学部メディア情報学科	—		情報	
現代文化学部現代文化学科 ※保健体育の免許状取得には、スポーツ文化コースへの所属が必要です。	英語	保健体育	英語	保健体育
心理学部心理学科	社会		公民	

## (2) 司書

司書の職務は、図書や雑誌などの資料の収集・提供を行い、利用者が使いやすい図書館づくりを行う仕事として知られています。特に近年では、情報量の増大、高度な情報社会の進展やマルチメディアなど、図書館を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、司書には情報のプロフェッショナルとしての役割も求められています。

司書として活躍するためには、司書の資格を受験条件とする県や市町村の採用試験に合格して、各公共図書館に配属される必要があります。また、大学図書館をはじめとする各種図書館の専門職員の採用についても、司書の資格は必要な基礎資格とされています。そのほか、情報の専門家を求める図書館以外の企業や機関においても、司書の資格を採用条件として位置づけているところもあります。

本学において司書の資格を取得するためには、所属している学部の卒業要件を充たすとともに、司書課程を履修する学生としての登録を行い、図書館法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目を修得する必要があります。

司書課程科目の多くはメディア情報学部を設置されていますが、法学部・経済経営学部・現代文化学部・心理学部の学生も履修ができます。このため、メディア情報学部以外の学生には、より多くの努力が必要となることに注意してください。

司書課程への新規登録は毎年4月に行われますので、詳しい内容については、資格課程新規登録ガイドンス（毎年4月実施）および『資格課程・司書教諭課程履修ガイド』（別冊子）を参照してください。

## (3) 学芸員

学芸員は、歴史系や自然科学系の博物館や美術館、動物園、水族館など、様々な種類の博物館で活躍している専門職員です。その職務は、博物館法で『博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。』と定められています。国や県の博物館に学芸員として勤務するためには、学芸員の資格を取得し、それぞれの博物館や県が行う学芸員採用試験に合格する必要があります。市町村の場合には、一般の公務員試験に合格した後に、学芸員資格を勘案して博物館等に配属されることが多いようです。

本学において学芸員の資格を取得するためには、所属している学部の卒業要件を充たすとともに、学芸員課程を履修する学生としての登録を行い、博物館法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目を修得する必要があります。また、必修科目のひとつである「博物館実習」では、10日以上にわたって博物館の現場において、学芸員の仕事を体験実習します。

学芸員課程科目の多くはメディア情報学部設置されていますが、法学部・経済経営学部・現代文化学部・心理学部の学生も履修ができます。メディア情報学部以外の学生には、より多くの努力が必要となることに注意してください。

学芸員課程への新規登録は毎年4月に行われますので、詳しい内容については、資格課程新規登録ガイドンス（毎年4月実施）および『資格課程・司書教諭課程履修ガイド』（別冊子）を参照してください。

## (4) 司書教諭

司書教諭とは、小・中・高等学校における学校図書館の運営や、それに基づく教育・学習支援を担当する教員を指します。一定規模以上の学校では、この司書教諭を必ず置かなければなりません。実際に、「総合的な学習の時間」の新設などに伴って、学校図書館およびそこで働く司書教諭の役割はますます重要になっています。本学では、全学部生が司書教諭資格を取得することが可能です。

司書教諭はいわゆる「学校司書」とは異なります。司書教諭はあくまで「教諭」であり、そのための免許状が必要です。したがって、司書教諭を目指すならば、教職課程で何らかの教科（「社会」「情報」など）の免許を取得しなければなりません。それに加えて、司書教諭課程の科目の単位（5科目10単位）を修得すると、司書教諭の資格を得ることができるしくみです。一般に大学では、教職課程と司書教諭課程とを在学中に並行して履修できるようにしていますが、本学の場合、司書教諭課程の科目は2年次から修得することができます。

なお、司書教諭資格と一般の「司書資格」とはまったく関係ありません。教員免許と司書資格があっても、司書教諭にはなれません。必ず、司書教諭課程の履修が必要です。

司書教諭課程への新規登録は毎年4月に行われますので、詳しい内容については、司書教諭課程新規登録ガイダンス（毎年4月実施）及び『資格課程・司書教諭課程履修ガイド』（別冊子）を参照してください。

### 3. 本学で学ぶことで受験資格を得ることができる資格

本学のカリキュラムに沿って単位を修得することにより受験資格を得ることができる資格又は試験が一部免除される資格は、次のとおりです。なお、**各試験の実施内容や受験資格は変更される可能性がありますので、最新の受験案内を取り寄せて確認してください。**

#### (1) 税理士試験

本学では次のいずれかに該当することにより、受験資格が取得できます。

- ① 次のいずれかに該当して卒業した者
  - a. 法学部・経済経営学部を卒業した者
  - b. メディア情報学部・現代文化学部・心理学部で、法律学又は経済学に関する科目を1科目以上修得して卒業した者
- ② 3年次以上に在学中で法律学又は経済学に関する科目1科目以上を含め、合計6.2単位以上を修得していること。

#### (2) 社会保険労務士試験

次のいずれかの条件を満たすことにより、受験資格を得ることができます。

- ① 大学・短期大学・高等専門学校を卒業した者
- ② 上記の大学（短期大学を除く）において6.2単位以上を修得した者